

## オホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワーク 設置要綱

### (目的)

第1条 2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて、オホーツク管内市町村が目指す姿を共有し、連携しながら、脱炭素化に向けた効果的な取組を進めるための情報共有、連絡調整を行うことを目的としてオホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワーク（以下「連携ネットワーク」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 連携ネットワークは、別表1に定める構成機関をもって構成する。

### (議題)

第3条 連携ネットワークの議題は、次のとおりとする。

- (1) 脱炭素化に向けた情報の共有、発信及び普及啓発に関するこ
- (2) 脱炭素化に向けた取組の検討、実施及び拡大に関するこ
- (3) 脱炭素化に向けた調査及び研究に関するこ
- (4) その他目的の達成のために必要な事項

### (会議の開催)

第4条 連携ネットワークに座長を置き、オホーツク総合振興局地域創生部長をもつてあてる。

- 2 連携ネットワークは、座長が招集するものとする。
- 3 座長に事故があるときは、座長が予め指定する者が、その職務を代理する。
- 4 座長は、必要に応じて、構成機関以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

### (事務局)

第5条 連携ネットワークの事務を処理するため、オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課に事務局を置く。

### (見直し期限)

第6条 本連携ネットワークは、令和4年11月14日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携ネットワークの運営等に関し、必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。

別表1（第2条関係）

区分	機関名	職名
市町村 ゼロカーボン 担当課	北見市 市民環境部（ゼロカーボン推進）	主幹
	網走市 市民環境部生活環境課	課長
	紋別市 市民生活部環境生活課	課長
	美幌町 建設部環境管理課	課長
	津別町 住民企画課	課長補佐
	斜里町 総務部環境課	課長
	清里町 企画政策課	主幹
	小清水町 町民生活課	課長
	訓子府町 企画財政課	課長
	置戸町 企画財政課	課長
	佐呂間町 町民課	課長
	遠軽町 総務部企画課	主幹
	湧別町 企画財政課	課長
	滝上町 まちづくり推進課	課長
	興部町 まちづくり推進課	課長
	西興部村 企画総務課	課長
	雄武町 住民生活課	課長
	大空町 総務課	参事
事務局	北海道オホーツク総合振興局 地域創生部 地域政策課	地域創生部長 課長